

4 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の解説

【条例の構成】

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務

第 4 条 適用上の注意

第 2 章 興信所・探偵社業者

第 5 条 自主規制

第 6 条 届出

第 7 条 遵守事項

第 8 条 帳簿等の備付け

第 9 条 指示、営業停止及び聴聞の特例

第 10 条 指導及び助言

第 11 条 報告の徴収等

第 3 章 土地調査等

第 12 条 遵守事項

第 13 条 指導及び助言

第 14 条 報告の徴収

第 15 条 勧告

第 16 条 事実の公表

第 4 章 雑 則

第 17 条 規則への委任

第 18 条～第 20 条 罰則

第 21 条 両罰規定

附則、施行期日、経過措置

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

（目的）

第 1 条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象(以下「部落差別事象」という。)を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（平 2 3 条例 2 2 ・ 一部改正）

【解説】

本条は、この条例の目的を明らかにしています。

この条例では、現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として結婚に反対したり、婚約を破棄したりするなどの結婚差別、採用試験において不利な取扱いをしたり、採用しないなどの就職差別等の部落差別事象の発生を防止することを直接の目的としています。

また、究極の目的として「府民の基本的人権の擁護」を掲げ、人権擁護のための立法であることを明記しています。

目的達成のための手段として「部落差別事象を引き起こすおそれのある調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定める」ことを掲げています。

なお、「興信所・探偵社業者」に関する規定は第 2 章及び第 4 章において、また、「土地調査等」に関する規定は第 3 章において、それぞれ規定しています。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同和地区 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。
- (2) 興信所・探偵社業 府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。
- (3) 興信所・探偵社業者 興信所・探偵社業を営む者をいう。
- (4) 土地調査等 府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

（平 2 3 条例 2 2 ・ 一部改正）

【解説】

本条は、「同和地区」、「興信所・探偵社業」及び「興信所・探偵社業者」並びに「土地調査等」について、定義しています。

- 1 この条例上、「同和地区」は、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。

この表現は、昭和 44 年に制定された同和对策事業特別措置法において用いられており、昭和 57 年に制定された地域改善対策特別措置法においても同様に用いられています。すなわち、昭和 40 年の同和对策審

議会の答申の中に記されている「『日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ』ている地域を受けたもの」（内閣総理大臣官房地域改善対策室編『地域改善対策特別措置法の解説』）です。

本条で定義する「同和地区」とは、これらと同じ概念ですので、同じ表現を用いたものです。

- 2 「興信所・探偵社業」とは、「府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業」と定義しています。

すなわち、この条例上、興信所・探偵社業とは、府の区域内に営業の恒常的な拠点を有し、府の区域内において、次の一連の行為を行う営業を指すものです。

- ① 他人の依頼を受けること
- ② 特定の個人に関する事項を調査すること
- ③ ②の調査結果を報告すること

したがって、前記①、②又は③のいずれかの行為が欠けている場合は、本条の興信所・探偵社業には該当しません。

例えば、いわゆるダイレクトメール業であれば、上記①及び③の要件に該当する営業行為は行いますが、②に関しては、特定の個人について調査するのではなく、一定の階層、一定の要件に属する人々について調査することが通常です。その点において②の要件には当たらないため、本条の「興信所・探偵社業」には該当しません。

また、もっぱら、他の「興信所・探偵社業者」（本条第3号に規定する者をいう。以下同じ）から調査を受託する者（いわゆる下請業者）であっても、自らの営業所を有し、独立した営業実態がある場合は、本条の「興信所・探偵社業」に該当します。

「自らの営業所」とは、第三者から元請業者と異なる興信所・探偵社業者の調査活動の拠点（居住の用に供していると否とを問いません。）と認識され得るものを言い、元請業者と異なる名称の看板や電話番号を使用していたり、その名称での郵便物が到着するなどの事実から判断します。

「独立した営業形態」とは、自らの調査活動の実施を企画し得ることを言い、複数の元請業者と取引があったり、自己の調査活動の全部又は一部を他人を使用し、又は、他人に委託して行っているなどの事実から判断します。

なお、府の区域外に本社を置く者であっても、支店、営業所その他の名称の如何を問わず、府の区域内に営業の恒常的な拠点があるときは、本社を含めた当該法人の営業が本条の「興信所・探偵社業」となります。

- 3 「興信所・探偵社業者」とは、「興信所・探偵社業を営む者」をいいます。したがって、第6条第1項の「興信所・探偵社業」の届出の有無を問わず、第2号に該当する営業を行う者であれば該当します。

- 4 「土地調査等」とは、「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。」と定義しています。

「土地調査等」は、特定の業界・業種に限って行われるものではなく、あらゆる業界の事業者が行う本来の営業行為に関連して行われる可能性があるため、すべての事業者を対象としています。

一方で、すべての事業者が対象となる行為規制であることから、「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告すること」に絞って規制対象としたものです。

本条における「府の区域内の土地の取引に関連して」とは、「府の区域内での土地の調査、報告行為」であること、及び「府の区域内の土地の取引」であることを指しています。

また、「事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し」とは、直接営業のために行う土地調査だけでなく、例えば、営業所の拡張、販路開拓など、本来の営業目的に関連・付随して行われる間接的な業務の中で行われる土地調査も含まれます。

さらに、「土地に関する事項を調査し」とは、不動産鑑定や土地測量などの土地そのものの調査に限らず、例えば調査対象地からの最寄駅や都心部へのアクセスなどの利便性、生活利便施設の設置状況などの立地特性の調査に伴う土地に関する調査など、様々なものを含みます。

「土地調査等」を行う者である限り、個人又は法人を問わずこの定義に該当し、府内に事業所があるか否かに関わらず、全国すべての事業所に適用されます。ただし、自己の営業のためではなく、個人的に土地を購入する際に自ら行う土地の調査等は、本条例の「土地調査等」の定義には該当しません。

また、「自己の営業のために」と定義しているため、公益目的のために設立された社団、財団法人といった公益法人や非営利法人であるNPO法人等については本定義には該当しません。

なお、後述（第12条・遵守事項）のとおり、本条例は事業者が行う「土地調査等」行為一般を規制するものではなく、同和地区があるかないかの調査や報告等をしないよう義務づけた遵守事項（第12条）に違反した場合に限って規制するものです。

(府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

第3条 府は、国及び市町村と協力して、第一条の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。

2 興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第一条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

3 府民は、第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の目的を達成するために必要な府、「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等」を行う者並びに府民それぞれの責務の内容を定めています。

1 府の責務の内容は、「国及び市町村と協力して、第1条の目的を達成するため必要な啓発に努める」ことです。

この条例の目的達成のためには「部落差別につながる身元調査をなくする方策」についての府の同和対策審議会答申（昭和 59 年 12 月）に述べられているように「究極的には府民自身の主体的な意識変革にまつべき」であり、そのためには啓発を行っていくことが重要であるとの観点から、府は今後も啓発に取り組むべきことを明記したものです。

- 2 「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等」を行う者の責務の内容は、「第 1 条の目的に反する行為をしないよう努める」ことです。

「興信所・探偵社業者」については第 7 条第 1 項において、また、「土地調査等」を行う者については第 12 条第 1 項において、それぞれ遵守しなければならない事項を具体的に規定していますが、それ以外の行為についても第 1 条の目的に反する行為をしないように努力義務として求めたものです。

例えば、自ら調査をすることなく第三者に調査の依頼をする行為についても、第 1 条の目的に反する行為となります。

- 3 府民の責務の内容は、第 1 条の目的に反する調査又は依頼をしないよう責務として求め、府民一人ひとりが自らの課題として取り組むことを期待して訓示規定としています。例えば、府民が市役所等に対し、同和地区の問合せをする行為などは、第 1 条の目的に反する行為であり、この規定に抵触します。

(適用上の注意)

第 4 条 この条例の適用に当たっては、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

(平 23 条例 22・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の施行において権利の濫用を厳しく戒めるために規定しています。

本条は、大阪府同和対策審議会答申（昭和 59 年 12 月）の中での「条例を制定したとしても、その運用にあたっては決して府民の権利と自由を不当に侵害しないよう留意すべきである」との提言を具体化したものです。

また、本条の趣旨をさらに明確にするために、府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例適用基準」を定めており、担当職員は、この適用基準にのっとり条例の施行にあたることとなっています。（別添参照）

第2章 興信所・探偵社業者（第5条―第11条）

（自主規制）

第5条 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

（1） 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

（2） 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

2 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に前項の規約を遵守させるため必要な指導を行うよう努めなければならない。

3 興信所・探偵社業者の組織する団体は、第1項の規約を設定したときは、速やかに、当該規約の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る規約を廃止したときも、同様とする。

【解説】

本条は、興信所・探偵社業者の組織する団体（以下、「業者団体」という。）に自主規制のための規約の設定を求めています。

1 第1項は、「業者団体」に対し本条第1項第1号、第2号それぞれに掲げる事項を、その構成員である「興信所・探偵社業者」に遵守させるため、必要な規約を設定する努力義務を課し、「業者団体」を通じた「興信所・探偵社業者」自らの自主的な取組を求めています。

この条例が、単に規制のみでなく府民をはじめ各界各層の自主的な取組に期待している点からも本条は、その中心的な役割を果たすものといえます。

なお、本項の規約の設定については自主規制であるため罰則による担保はせず、第10条において知事が指導及び助言をすることができるとしています。

また、本項に掲げる事項は、第7条第1項において「興信所・探偵社業者」が遵守しなければならない事項にもなっています。

（1） 第1項第1号は、個人に関する調査、報告行為に関して、この条例の目的達成のために「興信所・探偵社業者」が遵守すべき行為を規定しています。

すなわち、「居住地が同和地区にあるかないかについて」の調査行為や「居住地が同和地区にある、又ははない」ということの報告行為をしないことを遵守事項としています。

これは、依頼を受けた場所が府の区域内であるか否かを問わず、府の区域内でこのような調査又は報告のいずれかを行った場合が該当します。（第2条第3号に該当する「興信所・探偵社業者」である限り、府の区域外の営業所の従事者が行う調査又は報告についても該当します。）

この場合、報告した内容の真偽に関わらず部落差別事象を引き起こすおそれのあることは明らかであるところから、同和地区にある又ははないという報告を行えば、その真偽にかかわらず本号に該当します。

また、「親族」とは、民法第725条に規定されている親族のことであり、具体的には6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族です。

（2） 第1項第2号は、第1号に関連し、いわゆる部落地名総鑑の発行など同和地区の所在を明らかにする

行為に関して、「興信所・探偵社業者」が遵守すべき行為を規定したものです。

すなわち、「同和地区の所在地の一覧表等」の提供及び「特定の場所又は地域が同和地区にある」ことの教示をしないことを遵守事項としています。これは、同和地区の所在地が府の区域内にあるか否かを問わず、府の区域内でその情報を提供及び教示したときは該当します。

この場合、第1号と同様、教示の内容の真偽にかかわらず該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、その同義の表現を用いた教示も該当します。

「一覧表等」とは、一覧表のほか、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図などが含まれます。

また、「提供」とは、「他人が利用し得る状態に置くこと」を言い、具体的には、「販売、賃貸、交換、贈与等」があげられます。また、「教示」については、文書、口頭、電子メール等による形態を問いません。

- 2 第2項は、「業者団体」がその構成員に対して、第1項の規約を遵守させるための指導を行うことを努力義務として規定しています。

「業者団体」は、その構成員に対して、団体の内部的規律保持のための一般的な指導権限は有しますが、特に本項で「規約」の遵守についての指導を義務づけることにより、「業者団体」の積極的な取組を促したものです。

- 3 第3項は、第1項の規約を設定したときは、知事に届け出ることを義務づけています。また、届出事項を変更したり、規約を廃止したときも同様としています。

なお、届出事項及び届出の書類は、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条及び第3条（様式第1号、第2号、第3号）で規定しています。

（届出）

第6条 興信所・探偵社業を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地

2 前項の規定による届出をした興信所・探偵社業者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

【解説】

本条は、興信所・探偵社業を営もうとする者に対して、知事への届出を義務づけています。

- 1 本条は、営業規制の中で最もゆるやかな届出制を採用し、業者の営業の自由について配慮を行っています。これまで、興信所・探偵社業は全くの自由参入業種でしたが、この条例において初めて届出制を設けたことにより、業界の実態把握に寄与すると考えられます。

届出事項は、本条第1項第1号及び第2号で、届出書類は「施行規則」第4条第1項(様式第4号)で規定しています。

- 2 届出事項に変更を生じたときや、興信所・探偵社業を廃止したときは、その日から10日以内に知事に届

け出ることを義務づけています。

この場合の届出書類は、「施行規則」第4条第2項（様式第5号及び第6号）で規定しています。

本条第1項又は第2項の規定に違反した者に対しては、第20条の罰則(科料)が適用されます。

(遵守事項)

第7条 興信所・探偵社業者は、その営業に関し、第5条第1項各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 興信所・探偵社業者は、その営業に関し従業者に第5条第1項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

【解説】

本条は、「興信所・探偵社業者」に第5条第1項に掲げる二つの事項を遵守することを義務づけるとともに、従業者に対する指導、監督を義務づけています。

1 「興信所・探偵社業者」が第5条第1項第1号に反する行為、又は第1項第1号と第2号にともに反する行為を行えば、本条第1項違反となります(第5条の頁参照)。

なお、第5条第1項第1号は同和地区にあるかないかの調査、報告の行為を、同条第1項第2号は第1号に関連して同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示等の行為を規制することで部落差別事象の発生を防止しようとするものであり、「興信所・探偵社業者」が調査、報告等した内容の真偽にかかわらずこの場合には、部落差別事象を引き起こすおそれがあることから、同和地区にあるかないかという調査、報告や同和地区にあることの教示等を行えば、本項に該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、同義の表現を用いた場合も該当します。

第1項は、この条例の規制面においては中心的な部分であり、第1項に違反した場合が第9条第1項に規定する指示の要件となっています。

2 第2項は、興信所・探偵社業における従業者の役割の重要性に鑑み、第5条第1項各号を遵守させるための指導、監督を行うことについて規定したものです。

第2項における興信所・探偵社業を行う者の従業者への指導及び監督について、知事は、「興信所・探偵社業者」に対し指導及び助言をすることができることとなっています（第10条の頁参照）。

(帳簿等の備付け)

第8条 興信所・探偵社業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

【解説】

本条は、この条例を施行し、条例の目的を達成していく上で必要と思われる関係書類等の備付けを「興信所・探偵社業者」に義務づけたもので、具体的には「施行規則」第6条及び第7条で規定しています。

「営業に関する帳簿」とは、「結婚、就職等個人調査記録簿」（様式第8号）のことで、具体的な記載事項は、「施行規則」第7条第1項第1号に規定しており、調査の依頼を受けた年月日、調査の依頼の概要、報告

をした年月日、報告の概要及び調査担当者の氏名のことです。

「従業者名簿」とは、「従業者名簿」（様式第9号）のことで、具体的な記載事項は、「施行規則」第7条第1項第2号に定める氏名、住所、生年月日、採用年月日及び退職年月日のことです。

保存期間は、「結婚、就職等個人調査記録簿」にあつては最終の記載をした日から1年間、「従業者名簿」にあつては従業者の在職期間及び退職後1年間としています。

本条の規定に違反した者に対しては、第20条の罰則（科料）が適用されます。

（指示、営業停止及び聴聞の特例）

第9条 知事は、興信所・探偵社業者が第7条第1項の規定に違反したときは、当該興信所・探偵社業者に対し必要な指示をすることができる。

2 知事は、興信所・探偵社業者が前項の指示に従わないときは、当該興信所・探偵社業者に対し、1月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、大阪府行政手続条例(平成7年大阪府条例第2号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（平7条例3・一部改正）

【解説】

本条は、第7条第1項の規定に業者が違反したときに、知事がとるべき手段・手続を定めています。

- 1 「興信所・探偵社業者」が第7条第1項の規定に違反したときは、知事は、当該興信所・探偵社業者に対して、必要な指示をすることができます。

この場合の「指示」とは、当該違反行為の是正のため又は当該違反行為の再発防止のために必要なものという観点から行うものです。

本条の「指示」は、強い行政指導にあたるもので、いわゆる行政処分ではありません。

- 2 「興信所・探偵社業者」が第1項の指示に従わないときには、知事は、1月以内の期間を定めて当該興信所・探偵社業者の営業の全部又は一部の停止を命ずることができます。

「営業」とは、第2条第2号に定義している興信所・探偵社業であり、「興信所・探偵社業者」が興信所・探偵社業以外に営んでいる営業があっても、それらの営業は含みません。

「全部又は一部」については、指示内容、指示違反の情状を総合的に勘案し定めるものです。また、一部の停止とは、府下の特定の地域、特定の営業所又は特定の調査部門について行うことになります。

営業停止の期間については、全部又は一部の判断と同様の観点から判断することになります。

なお、営業停止命令の対象となるのは、当該営業停止命令の到達以後に依頼があった事案についての営業活動です。

- 3 第2項の営業停止を命ずるときは、大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第13条第1項に定める意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければなりません。

第2項の規定による命令に違反した者に対しては、第18条の罰則（3月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金）が適用されます。

(指導及び助言)

第 10 条 知事は、興信所・探偵社業者の組織する団体に対し第5条第1項の規約の設定について、興信所・探偵社業者に対し第7条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

【解説】

本条は、知事の指導及び助言について規定しています。

知事は、「業者団体」の第5条第1項の規約の設定について、指導及び助言ができます。

第5条第1項は、「業者団体」の自主的な取組規定のため、あくまで権力的なものでなく知事の指導、助言によって実効をあげようとするものです。

また、知事は、第7条第2項で規定している「興信所・探偵社業者」の従業者に対する指導及び監督についても指導及び助言ができます。

第7条第2項は、従業者に対する指導及び監督の重要性から規定していますが、当該規定についても権力的なものではなく、指導、助言によって担保しています。

(報告の徴収等)

第 11 条 知事は、第7条の規定の実施に必要な限度において、興信所・探偵社業者に対しその営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、興信所・探偵社業者の営業所に立ち入り、帳簿及び書類(これらの作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平17条例4・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の執行を確保し、条例の目的を十分に達成することができるよう「興信所・探偵社業者」に対する報告の徴収等や職員の立入検査等の規定を設けたものです。

1 報告の徴収等や立入検査等を行うことができる場合は、「第7条の規定の実施に必要な限度」においてです。したがって、第7条の遵守事項に違反している疑いがある場合に、その事実の確認のために行うものですので、具体的な必要性がないのにむやみに報告等を徴したり、立入検査等を行うことは許されません。

さらに、報告や資料の提出を求め、又は立入検査や質問を行うことができる範囲も、当該違反行為の事実確認のために必要な範囲に限られます。

電子計算機による情報処理の用に供されるものとは、パソコンやサーバなど電子計算機におけるハードディスク等の記憶装置のほか、磁気ディスク（フロッピーディスク等）、光ディスク（CD-ROM等）等に記録されたものをいいます。

また、質問の対象となる「関係者」とは、当該興信所・探偵社業者及び違反の疑いがある事案の担当従事者等のことです。

2 立入検査をする職員は、「施行規則」第8条（様式第10号）で定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

第1項の報告等をしなかったり、虚偽の報告等をした者、あるいは立入検査や質問を正当な理由なく拒否等した者に対しては、第19条の罰則（3万円以下の罰金）が適用されます。

第3章 土地調査等（第12条―第16条）

（遵守事項）

第12条 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

2 土地調査等を行う者は、その営業に関し従業者に前項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

（平23条例22・追加）

【解説】

本条は、「土地調査等」を行う者に、第1項に掲げる二つの事項を遵守することを義務づけるとともに、第2項において、従業者に対する指導、監督を義務づけています。

第2条第4号の「土地調査等」とは、「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。」と定義しています。

本条において、事業者が行う営業活動に関連した土地調査を対象としているのは、部落差別につながる土地調査を「商い」とする事業者が存在することが明らかとなり、そのような行為は許されないと考えから、営利目的で土地調査を行う事業者を対象としているものです。

1 「土地調査等」を行う者が第1項第1号及び第2号に反する行為を行えば、本条第1項違反となります。

第1項は、この条例の規制面においては中心的な部分であり、第1項に違反した場合が第15条に規定する勧告の要件となっています。

なお、本項は、事業者の行う「土地調査等」一般を規制するものではなく、本条第1項第1号及び第2号に違反した場合に限って規制するものです。

(1) 第1項第1号は、調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域の調査、報告行為に関して、この条例の目的達成のために「土地調査等」を行う者が遵守すべき行為を規定したものです。

すなわち、「調査又は報告の対象となる土地に同和地区があるかないかについて」及び「その周辺の地域に同和地区があるかないかについて」の調査、報告行為をしないことを遵守事項としています。

これは、府の区域内でこのような調査又は報告を行った場合が該当するものです。第2条第4号に該当する「土地調査等」を行う者である限り、府の区域内の営業所の存否に関わらず全国どここの事業者であっても、当該「土地調査等」を行う者の従事者が行う調査又は報告についても該当します。

本号は、同和地区があるかないかを調査し、又は報告する行為そのものを規制することで部落差別事

象の発生を防止しようとするものであり、報告した内容の真偽にかかわらず部落差別事象を引き起こすおそれがあることから、同和地区があるかないかという調査、報告を行えば、本号に該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、同義の表現を用いた場合も該当します。

例えば、「他府県に事務所を置く会社の従業員が、大阪府内において、土地の売買、譲渡、交換などの府の区域内の土地の取引に関連して、自己の営業のために調査する土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかを調査又は報告」したのであれば本号の遵守事項違反となり、条例規制の対象となります。

- (2) 第1項第2号は、同和地区の所在地の一覧表など同和地区の所在を明らかにする行為に関して、「土地調査等」を行う者が遵守すべき行為を規定したものです。

すなわち、「同和地区の所在地の一覧表等」の提供及び「特定の場所又は地域が同和地区にある」ことの教示をしないことを遵守事項としています。これは、同和地区の所在地が府の区域内にあるか否かを問わず、府の区域内でその情報を提供及び教示したときが該当するものです。

この場合、第1号と同様、教示等の内容の真偽にかかわらず該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、同義の表現を用いた教示も該当します。

「一覧表等」とは、一覧表のほか、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図などが含まれます。また、「提供」とは、「他人が利用し得る状態に置くこと」を言い、具体的には、「販売、賃貸、交換、贈与等」があげられます。また、「教示」については、文書、口頭、電子メール等による形態を問いません。

例えば、大阪府内や他府県の「土地調査等」を行う者が、府の区域内の土地の取引に関連して、府の区域内で特定の場所又は地域（府内・府外を問わない）が同和地区にあることを教示したのであれば、本号の遵守事項違反となります。

- 2 第2項は、「土地調査等」を行う者における従業員の役割の重要性に鑑み、第1項を遵守させるための指導、監督を行うことについて規定したものです。

第2項における「土地調査等」を行う者の従業員への指導及び監督について、知事は、「土地調査等」を行う者に対し指導及び助言をすることができることとなっています（第13条の頁参照）。

（指導及び助言）

第13条 知事は、土地調査等を行う者に対し、前条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

（平23条例22・追加）

【解説】

本条は、知事の指導及び助言について規定しています。

知事は、「土地調査等」を行う者に対して、その「土地調査等」を行う者が従業員に対して行う指導及び監督について、指導及び助言ができます。

第12条第2項は、従業員に対する指導及び監督の重要性から規定していますが、当該規定についても権力的なものではなく、指導及び助言によって担保しています。

（報告の徴収）

第 14 条 知事は、第 12 条の規定の実施に必要な限度において、土地調査等を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

（平 23 条例 22 ・ 追加）

【解説】

本条は、この条例の執行を確保し、条例の目的を十分に達成することができるよう「土地調査等」を行う者に対する報告又は資料の提出を求めることができる規定を設けています。

報告又は資料の提出を求めることができる場合は、「第 12 条の規定の実施に必要な限度」においてです。

したがって、第 12 条の遵守事項に違反している疑いがある場合に、その事実の確認のために行うものですので、具体的な必要性がないのにむやみに報告又は資料の提出を求めることは許されません。

さらに、報告又は資料の提出を求めることができる範囲も、当該違反行為の事実確認のために必要な事項に限られます。

（勧告）

第 15 条 知事は、土地調査等を行う者が第 12 条第 1 項の規定に違反したときは、当該者に対し、当該違反に係る行為を中止し、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（平 23 条例 22 ・ 追加）

【解説】

本条は、第 12 条第 1 項の規定に違反したときに、知事がとるべき手段を定めています。

事業者に対し、本条に基づく違反行為の中止と、その他必要な措置を講ずべきことを勧告するものです。

この規定を適用する際には、第 14 条に基づく報告又は資料の提出を受け、違反事実の確認に至った場合に、行政指導としての勧告をすることができます。

（事実の公表）

第 16 条 知事は、土地調査等を行う者が第 14 条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

（平 23 条例 22 ・ 追加）

【解説】

本条は、「土地調査等」を行う者が、第 14 条の必要な事項の報告又は資料の提出要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は第 15 条の勧告に従わないときに、知事は、その事実を公表できることを定めています。

1 「正当な理由なく応じなかったとき」とは、第 14 条の規定による要求に対し、報告又は資料の提出について正当な理由なく拒否した場合のほか、当該要求に回答しない場合も含まれます。

また、「勧告に従わなかったとき」とは、第 15 条の勧告に従わない意思が明白である場合、合理的な期間内に必要な是正措置を講じない場合等をいい、勧告書の不受理、不回答も含まれます。

「事実の公表」は、府民に情報提供することにより、府民に注意を喚起するとともに、第 14 条の報告の徴収や第 15 条の勧告の実効性を担保することにもつながるものです。

なお、「公表」の内容及び方法については、遵守事項に違反した事業者名、違反行為の内容などについて、大阪府公報登載やホームページ等により行います。

- 2 公表しようとする場合は、「あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与える」ことにより、「土地調査等」を行う者に対する適正手続きを保障するものです。

第 4 章 雑 則（第 17 条―第 21 条）

（規則への委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 2 3 条例 2 2 ・旧第 1 2 条繰下）

【解説】

本条は、この条例の施行に関して必要な書類の様式等について、知事が規則で定めることを規定しています。

（罰則）

第 18 条 第 9 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、3 月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。

（平 4 条例 3 ・一部改正）（平 2 3 条例 2 2 ・旧第 1 3 条繰下）

第 19 条 第 11 条第 1 項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは質問を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

（平 4 条例 3 ・一部改正）（平 2 3 条例 2 2 ・旧第 1 4 条繰下）

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

(1) 第 6 条第 1 項の規定に違反してあらかじめ届出をせず、又は同条第 2 項の規定に違反して変更若しくは廃止の日から 10 日以内に届出をしなかった者

(2) 第 8 条の規定に違反した者

（平 2 3 条例 2 2 ・旧第 1 5 条繰下）

【解説】

本条は、この条例の目的が達成されることを確保するために設けられた罰則規定です。

(両罰規定)

第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平 2 3 条例 2 2 ・旧第 1 6 条線下)

【解説】

本条は、いわゆる両罰規定です。

両罰規定とは、法人の場合の代表者又は法人若しくは自然人を問わず、その代理人、使用人その他の従事者が、業務主の業務に関し所定の違反行為をしたときは、その行為者と義務主の双方を罰することを定めたものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に興信所・探偵社業を営んでいる者に関する第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和 60 年 11 月 30 日までに」とする。

附 則(平成 4 年条例第 3 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年条例第 3 号)

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 4 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 22 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。